

昭和二十七年運輸省令第四十四号

空港管理規則

東京国際空港管理規則を次の通り定める。

(目的)

第一条 この規則は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港であつて、国土交通大臣が設置し、及び管理するもの（以下単に「空港」という。）の施設の管理、構内営業の規制その他空港を能率的に運営し、及びその秩序を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。（入場の制限又は禁止）

第二条 空港事務所長は、混雑の予防その他管理上必要があると認める場合には、空港に入場することを制限し、又は禁止することができる。（団体入場）

第三条 二十名（空港事務所長が当該空港の利用状況を勘査してこれを超える人数を定めた場合は、その人数）以上の者（航空機乗組員、旅客及び空港に勤務する者を除く。）が団体で空港に入場しようとする場合には、その代表者は、その旨を空港事務所長に届け出なければならない。

2 空港事務所長は、前項の規定により二十名を超える人数を定めた場合には、その旨を利用者に見やすいように掲示するとともに、地方航空局長を経由して国土交通大臣に報告するものとする。（混雑の予告）

第四条 航空運送事業者は、その使用する航空機の離着陸に際して、歓迎のため相当の混雑が予想される場合には、当該航空機の離着陸の予定日時の二十四時間前までに、その旨を空港事務所長に届け出なければならない。

第五条 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長が標示する制限区域には、左に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

1 その場に立ち入ることについて空港事務所長の承認を受けた者

2 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客（航空機による施設の使用）

第六条 航空機の離着陸、停留又は格納のための施設で国の管理するものを使用しようとする者は、左の事項をあらかじめ空港事務所長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 氏名又は名称及び住所

二 使用航空機の型式及び登録記号

三 使用日時

四 使用しようとする施設及び使用の目的

2 空港事務所長は、前項の者に対し、航空機による空港の使用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附すことがある。

3 空港事務所長は、前項の規定による指示又は条件に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。

（検査の実施の指示）

第六条の二 空港事務所長は、空港における旅客、航空機乗組員その他の者への危害及び航空機の損壊を防止するため、当該空港を使用する航空運送事業者に対し、空港事務所長の指定する方法により当該航空運送事業者の運送する旅客及びその手荷物の検査を実施すべきことを指示することがある。

2 前条第三項の規定は、航空運送事業者が前項の指示に違反した場合に準用する。

（施設の設置等）

第七条 空港内の土地、建物その他の施設を設置し、取得し、又は借用しようとする者は、左の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、航空運送事業者が前項の指示に違反した場合に準用する。

（施設の譲渡等の制限）

第九条 施設利用者は、当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとするときは、左の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、航空運送事業者が前項の指示に違反した場合に準用する。

（施設の設置等）

第七条 空港内の土地、建物その他の施設を設置し、取得し、又は借用しようとする者は、左の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、航空運送事業者が前項の指示に違反した場合に準用する。

（施設の設置等）

第五条 現に行つている事業がある場合には、その事業の概要

2 前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

3 第二項の承認には、条件又は期限を附することがある。

（施設の修理等）

第四条 現に行つている事業がある場合には、その事業の概要

2 前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

3 第二項の承認には、条件又は期限を附することがある。

（施設の修理等）

第五条 現に行つている事業がある場合には、その事業の概要

2 前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

3 第二項の承認には、条件又は期限を附することがある。

（施設の修理等）

第六条 現に行つている事業がある場合には、その事業の概要

2 前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

3 第二項の承認には、条件又は期限を附することがある。

る軽微な修理、改造、移転又は除去については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 施設の設置を修理し、改造し、移転し、又は除去しようとする理由

三 前項の申請書には、設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

四 空港事務所長は、施設利用者に対し、当該施設の修理、改造、移転又は除去について必要な措置を命ずることがある。

2 空港事務所長は、施設利用者に対し、当該施設の修理、改造、移転又は除去について必要な措置を命ずることがある。

五 現に行つている事業がある場合には、その事業の概要

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

3 一 氏名又は名称及び住所

2 前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに損益計算書（法人でない者にあっては、資産又は納税に関する証明書）

3 二 申請者の登記事項証明書及びに最近の貸借対照表及び損益計算書（法人でない者にあっては、資産又は納税に関する証明書）

2 一 定款（法人でない者にあっては、戸籍抄本）

3 三 当該事業について、主務官公署の許可又は認可を必要とする場合には、当該事業の許可又は認可を証する書類

2 四 前項の承認には、第七条第三項の規定を準用する。

（現状回復の義務）

第十一条 施設利用者は、当該施設の使用を終えたとき又は第二十六条の規定により承認を取り消されたときは、速かに当該施設を原状に回復しなければならない。但し、地方航空局長が承認した場合は、この限りでない。

2 前項の承認には、条件又は期限を附する。

（着陸料等）

第十二条 第六条の規定により施設を使用する者は、着陸料、停留料又は保安料を、国土交通大臣が定める方法及び額によつて国土交通大臣に支払わなければならない。

（構内営業）

第十三条 第六条の規定により施設を使用する者は、着陸料、停留料又は保安料を、国土交通大臣が定める方法及び額によつて国土交通大臣に支払わなければならない。

（構内営業）

第十四条 空港内の国が管理する土地、建物その他の施設において営業を行おうとする者で前条第一項の承認を受けるべき者以外のもの（当該営業を行うことにより特定期客自動車運送事業の許可を受けた者若しくは同法第四十三条第一項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者若しくは同法第八十九号）第百条第一項、第二百二十九条第一項若しくは第二百三十一号第一項の規定による許可等を受けた者を除く。）、は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書二通を空港事務所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（構内営業）

第十五条 空港で営業を行おうとする者で前条第一項又は前条第一項の承認を受けるべき者以外のもの（当該営業を行うことにより旅

客自動車運送事業者（空港内の土地、建物その

規定期貨物利用運送事業（航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）について同法第三条第一項若しくは第三十五条第一項の登録若しくは同法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可を受けた者（以下「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」という。）を除く。）は、次の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。

第一項の許可を受けた者（以下「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」という。）を除く。）は、次の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。

営業者にたいし、施設又は営業の状況等について、報告を求めることがある。

(使用の停止等)

第二十五条 地方航空局長は、空港管理上特に必要なときは、施設利用者にたいし、当該施設について、使用的停止又は修理、改造、移転、除去その他必要な措置を命ずることがある。

地方航空局長は、空港管理上特に必要があるときは、第一類営業者に対し、営業の停止その他当該営業について必要な措置を命ずることがある。

空港事務所長は、空港管理上特に必要があるときは、第二類営業者又は第三類営業者に対し、前項に規定する措置を命ずることがある。(承認の取消)

第二十六条 地方航空局長は、施設利用者又は第一類営業者が、法令若しくはこの規則に基く命令又は承認に付した条件に従わなかつたときは、承認を取り消すことがある。

空港事務所長は、第二類営業者が、法令若しくはこの規則に基く命令又は承認に付した条件に従わなかつたときは、承認を取り消すことある。

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二十七年八月一四日運輸省令)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三一年一二月二六日運輸省令)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三一年一二月二六日運輸省令)
この省令は、公布の日から施行する。

第七条 (施行期日)

1 この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。
附 則 (昭和四二年九月三〇日運輸省令)
(経過規定)
この省令の施行の日前にした申請に係るこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定による運輸大臣の職権に關してはこの省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日前にした申請に係るこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定による運輸大臣の職権に關してはこの省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定にかかわらず、この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により航空保安事務所長に対しされている申請は改正後のそれぞぞる。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により航空保安事務所長に対しされている申請は改正後のそれぞぞる。

この省令の相当規定により空港事務所長に対しされた申請とみなす。

附 則 (昭和四六年一月一一日運輸省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月二十五日運輸省令)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十条の改正規定並びに第二十六、第三十二条(航空法施行規則第五十一条、第五十三条、別表第一及び別表第三の改正規定を除く)及び第三十三条の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一条の規定は同年三月一日から、第三十二条の規定中航空法施行規則第五十一条、第五十三条、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。

1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

1 この省令は、航空法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第一条第二号に定める日(平成十二年二月一日)から施行する。

1 この省令は、道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十八号。以下「改正法」という)の施行の日(平成十二年二月一日)から施行する。

1 この省令は、平成二〇年六月一八日国土交通省令第一〇五号抄

1 この省令は、平成二〇年六月一八日国土交通省令第一三号抄

1 この省令は、平成二〇年六月一八日国土交通省令第九号抄

は第八条の規定による承認の申請は、第二十二条の規定による改正後の空港管理規則第七条又是第八条の規定による承認の申請とみなす。

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一一日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一七日国土交通省令第六九号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一一日国土交通省令)

この省令は、公布の日から施行する。